

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年5月2日

香川県知事 浜田惠造

## 香川県条例第23号

### 香川県議会委員会条例の一部を改正する条例

香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
名 称	所 管 事 項	委員の定数	名 称	所 管 事 項	委員の定数
(常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数)			(常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数)		
第2条 略			第2条 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、次の表のとおりとする。		
総務委員会	政策部、総務部、出納局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	<u>11人</u>	総務委員会	政策部、総務部、出納局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	<u>12人</u>
環境建設委員会	環境森林部、土木部、水道局及び収用委員会に関する事項	<u>10人</u>	環境建設委員会	環境森林部、土木部、水道局及び収用委員会に関する事項	<u>11人</u>
文教厚生委員会	健康福祉部、病院局及び教育委員会に関する事項	<u>10人</u>	文教厚生委員会	健康福祉部、病院局及び教育委員会に関する事項	<u>11人</u>
経済委員会	商工労働部、農政水産部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	<u>10人</u>	経済委員会	商工労働部、農政水産部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	<u>11人</u>
(議会運営委員会の設置)			(議会運営委員会の設置)		
第3条の2 略			第3条の2 略		
2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>7人</u> とする。			2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>8人</u> とする。		
3 略			3 略		

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。